

令和3年4月23日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 2件
(うちガスこんろ(都市ガス用)1件、
密閉式(BF式)ガスふろがま(都市ガス用)1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 1件
(うち電動アシスト自転車1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 7件
(うちペット用ヒーター1件、エアコン1件、電気こたつ1件、
玩具1件、電気温風機(セラミックファンヒーター)1件、引戸1件、
ジュースミキサー1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担 当：加藤、鈴木、笹島

電 話：03(3507)9204(直通)

F A X：03(3507)9290

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202100053	令和3年3月27日	令和3年4月19日	ガスこんろ(都市ガス用)	PA-E18F	株式会社パロマ	火災	店舗で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	静岡県	
A202100054	令和3年4月8日	令和3年4月20日	密閉式(BF式)ガスふろがま(都市ガス用)	RBF-A70SBN-RX-L-S	リンナイ株式会社	火災 重傷1名	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202100061	令和3年3月14日	令和3年4月21日	電動アシスト自転車	PA26NXLDX	ヤマハ発動機株式会社	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	神奈川県	令和3年3月25日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大事故として認識したのは令和3年4月13日

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202100052	令和3年4月4日	令和3年4月19日	ペット用ヒーター	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	
A202100055	令和3年3月18日	令和3年4月20日	エアコン	火災	建物を全焼する火災が発生した。現場に当該製品があった。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	高知県	製造から20年以上経過した製品 事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年4月8日
A202100056	令和3年3月7日	令和3年4月20日	電気こたつ	火災 死亡1名	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が死亡した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	令和3年3月25日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年4月13日
A202100057	令和3年3月13日	令和3年4月20日	玩具	重傷1名	幼児(3歳)が当該製品の付属品により、耳を負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	奈良県	事業者が重大事故として認識したのは令和3年4月14日
A202100058	令和3年1月10日	令和3年4月20日	電気温風機(セラミックファンヒーター)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	三重県	令和3年4月22日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大事故として認識したのは令和3年4月13日
A202100059	令和2年2月22日	令和3年4月21日	引戸	重傷1名	浴室から出る際に当該製品の下枠カバーを踏んだところ、外れて転倒し、右肩を負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	千葉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年4月7日
A202100060	令和3年3月24日	令和3年4月21日	ジュースミキサー	火災	当該製品を使用中、当該製品を汚損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件
該当案件なし

電動アシスト自転車（管理番号：A202100061）

